

主な改正内容

1 創業者等応援融資（スタートアップ創出促進枠）を創設

従来の創業者等応援融資を一般枠とし、経営者保証を不要とするスタートアップ創出枠を創設した。

2 創業者等応援融資における借換条件の設定

創業者等応援融資（一般枠・スタートアップ創出促進枠）において、同一制度内における借換を認めることとした。